

請願 第16号

受付 令和3年2月19日

付託 令和3年3月1日

取手駅東口喫煙所における受動喫煙防止を求める請願

紹介議員 結城 繁

・請願趣旨

マナーからルールへ、という事で改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されました。

この法改正の趣旨は、望まない受動喫煙の防止、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや、患者等への配慮、施設の類型や場所ごとに対策を実施するなど、3点がおもな内容になっています。新たな改正法では室内での喫煙防止が強化され分煙化などにより受動喫煙防止が進みました。

しかし屋外での喫煙はどうでしょう。一昔前は「屋外ならだいじょうぶ」と思われていましたが、じっさい屋外は、隣人や通行人につながった空間であり、受動喫煙をじゅうぶん引き起こし得る空間です。

屋外であっても、喫煙所から漏れる煙で多くの人々が受動喫煙状態で、環境改善の必要があると考えられます。

この漏れるタバコの煙は風の流れによっては100m以上届きます。

特に重度のアレルギー者に対し命の危険があります。(例として私、気管支が炎症を起こし狭まり咳が襲い最終的に呼吸ができなくなる、非常に苦しく危ない。)

不特定多数の人が通行する取手駅東口の喫煙所については密閉型でないため煙が周囲に漏れて異臭、タバコの煙がまき散らされています。

しかも東口喫煙所の近くには地下通路があり西口とつながっています。

地下通路はトンネルになっているので逃げ場がなく強制的に流れてきたタバコの煙を吸いこむ事になります。

この東口喫煙所からの受動喫煙の防止の徹底をお願いいたします。(私はもう十数年以上地下通路を使うことが出来ていません。)

煙草については「体に害があるという認識」を強く広くもたれる必要があると考えます。その害は本人にはもちろん喫煙者以外に対してはもはや傷害といえる攻撃です。また衣服などに残留する三次喫煙の害も考慮願います。

たばこ税は本来受動喫煙を防ぐためや卒煙に使われることが正しいと思います。将来の健康や非喫煙者の立場に立ってお考えいただけますようお願いいたします。(よく言われている吸う人と吸わない人の共存は難しいと考えます。一方的に攻撃を受ける側が我慢する構図はおかしな世界かと。完全な隔離、卒煙こそ目指す未来だと思えます。)

・請願事項

- 1 取手駅東口喫煙所及び地下通路での受動喫煙防止を徹底すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和3年 2月18日

請願者代表

住所 茨城県取手市東6-70-14

氏名 石井 一成 ほか19人

取手市議会議長 殿